鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第31号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和32年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前

(定員)

第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警察官 1,200人

ア及びイ 略

- ウ 警部補・巡査部長 663人
- エ 巡査(警察教養施設において新任者として教 育訓練中のものを含む。) 348人
- (2) 略
- 者、育児休業をしている者、海外随伴休暇を取得し ている者、警察本部長が定める長期にわたる研修に 派遣している者及び鳥取県公益的法人等への職員の 派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号) 第3条第1号に規定する派遣職員である者について は、前項の規定にかかわらず、同項に定める定員の 外に置くことができる。
- 3 略

附則

$1\sim5$ 略

6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定 にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官につい て、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を 加えて置くことができる。

警視	1人
略	

(定員)

- 第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 警察官 1,193人

ア及びイ 略

- ウ 警部補・巡査部長 659人
- エ 巡査(警察教養施設において新任者として教 育訓練中のものを含む。) 345人
- (2) 略
- 2 職員で休職中の者、自己啓発等休業をしている 2 職員で休職中の者、自己啓発等休業をしている 者、育児休業をしている者、警察本部長が定める長 期にわたる研修に派遣している者及び鳥取県公益的 法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥 取県条例第3号) 第3条第1号に規定する派遣職員 である者については、前項の規定にかかわらず、同 項に定める定員の外に置くことができる。
 - 3 略

附則

 $1\sim5$ 略

に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定 にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官につい て、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を 加えて置くことができる。

警音	<u> </u>	1人
昭		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。